

## 区画整理ニュース

発行

日高市 都市整備部 市街地整備課 区画整理担当

住所 〒350-1292 日高市大字南平沢1020番地 市役所3階

電話番号 042-989-2111（市役所代表番号）

E-mail Link@city.hidaka.lg.jp（日高市 電子メールアドレス）

日ごろから、区画整理事業の推進につきまして格別のご理解、ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

当区画整理事業は、「第148号区画整理ニュース」でお伝えしたとおり、今年度（令和3年度）中に道路築造工事や公園整備工事等、主な工事を終了し、令和5年度末に予定している換地処分に向けて事業を進めています。

今号では、令和3年度に「出来形確認測量」の作業を行う事業者が決定しましたのでお知らせいたします。

業務名 街区・画地出来形確認測量業務委託

受注者 昭和株式会社 埼玉支社

皆様にお引渡した土地（換地、保留地）や道路などの公共施設用地について、その形状や面積を計測（確定）するために実施いたします。

また、紛失、破損している土地境界杭等の復元作業なども行います。

作業員は必ず市が発行した身分証明書を携帯し、敷地内に立ち入るときはお声をかけさせていただきます。（※ご不在の場合でも敷地内で作業をさせていただきます場合がございます。）

ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

## 仮換地の分割（従前地分筆）について

武蔵高萩駅北土地区画整理事業における現在までの進捗状況から、換地処分のための事務手続きを進めていくために必要な換地計画の作成業務に令和4年度から着手する予定です。

前回の区画整理ニュースでもお伝えしました、仮換地の分割につきましては、従前地を分筆し、その土地を新たに仮換地指定することで可能となりますが、現在着手している出来形確認測量により全ての土地の形状、面積を確定させ、それを換地計画に反映させます。仮に分割により換地計画の策定中に筆数や面積等に変更が生じると修正作業はもとより埼玉県との事前協議をやり直す必要が生じるなど業務の進捗に少なからず影響が出てまいります。

換地計画作成業務に着手する具体的な期日が決まりましたら、区画整理ニュースにおいて、お知らせをいたしますが、仮換地の分割に関しては、相続等特別な事情の際を除いて、可能な限りお控えいただくなど、業務の推進にご理解、ご協力のほどお願い申し上げますとともに、すでに分割を予定している場合は、お早めにご相談いただきたく重ねてお願いいたします。

## ※所有権移転届出等のお願い※

換地計画の作成及びその後の手続きを進めるにあたり、所有権移転を常に把握する必要があります。

土地の売買や相続などにより権利の変更が生じた場合、抵当権などを設定又は変更した場合、住所を変更された場合には、速やかにお届けくださるようお願いいたします。